

今僕たちが日本の憲法を新しくしようとする場合には、こうした世界の新しい、先進的な動向を取り込まなければ意味がないと思いますよ。その原則はやはり、非暴力・非核・民主主義・人権・環境保護・日本の内外の第三世界的諸民族との共生・協力だと思いますね。だから日本の新憲法の制定は、同時に新世界憲法、新国連憲章の制定だ、というくらいこの気概と意気込みでないという意味がないのではないのでしょうか。(一九九二年六月二三日)

## 第二部

意見●憲法草案を読む

## 第一部の憲法議論を検討する

●橋爪大三郎

第一部のリレー討論に対する意見を書いたいただきました。

第一部の、景山さん、鈴木さん、伊藤さんの原稿を読んだ。

談話体であるがゆえのわかりやすさと、あやふやさ・あいまいさ、その両方を含んだ原稿だ——自分の第一部原稿もそうである——が、皆さんそれぞれの言いたいことは十分に伝わってきた。

最初に感じたのは、素人が憲法について論じる危うさ、である。

この本の企画を、はじめにポット出版の沢辺さんから聞いたとき、私はぜひ、憲法の専門家に加わってもらわなければならない、と提案した。沢辺さんは、いくつか理由をあげて、そうではないほうがいいとのべたけれども、私は半分くらいしか納得しなかった。憲法というものは、やはり法律であり、法律であるからには、専門家でないとは十分に論じ切れない部分がある。それを踏まえずにいくら素人が語っても、どうしようもない（仮によいアイデアがあっても、それを憲法草案のかたちに活かせない）ところがある。私は憲法の専門家でもなんでもないし、そんな役回りを押しつけられても困る。議論を実りあるものにするために、せめて専門家のチェックを受けるか、コメントをもらってほしいというのが、私の希望である。

ただし、沢辺さんの考えも、わからないではない。

まず第一に、憲法の専門家と呼ばれる人びとの議論には、一定のパターンがあり、それ

があまり面白くない。建前どおりの解説をし、こまごまとした説明をつけ加えてくれるかもしれないけれども、この際憲法を作り直そうというようになしっかかりしたスタンスで、憲法の大きな骨格をとらえた発言をしてくれそうな人がいない。第二に、憲法論争というと、これまでの護憲／改憲論争の手法にまみれてしまっていて、いまさら新味がない。そのあたりを断ち切るため、むしろ専門家をパスして、素人の人びとに市民としての資格でいちから議論してもらおうほうが面白い。こういうことではないかと思う。

たしかに日本の憲法学者は、もうひとつ頼りないところがある。その理由は、現在の憲法を制定する作業に、彼らがほとんどタッチしなかったからだ。自分の作ったものでなければ、責任の持ちようがないから、条文解釈をしていればいいという態度になりがちである。これは、不幸なことである。それならなおのこと、今度こそ日本の憲法学者が自前で憲法を改正してみせてほしい。

——という希望はあるけれど、それに劣らず、ほかならぬ市民が自分たちの手で、憲法改正の議論を進めるのは大事である。

日本の大部分の法律は、関係省庁の役人が原案を用意する。それを内閣が国会に提出、ほとんどがそのまま法律となる。技術的にこまごまとした法律の場合、これで仕方がない面もある。

けれども、憲法は違う。これはそもそも、役人たちにまかせることのできない法律である。どんなに面倒でも、主権者である市民が、自分たちの手でまとめなければならぬ。憲法は、法律のなかでもっとも素人っぽい法律であると言えるだろう。歴史上有名な憲法の起草者たちは、必ずしも法律の専門家でなかった。市民社会と国家のあり方について、時代に先んじた理想像と十分な現実感覚とをそなえていれば、憲法はちゃんと起草できる。その憲法に合わせて、ほかの法律を手直しする作業を役人たち（あるいは国会議員たち）にまかせればよい。今度の企画は、市民の手によるそうした憲法づくりの手始めと言えないこともないと思って、参加させていたいただいた。では順に、みなさんの議論を検討したいと思う。

### ◎景山民夫さんへの疑問

景山民夫さんが、特に宗教という点に絞っているいろいろのべておられるのは、興味深く読んだ。特定の宗教・宗派に深くコミットする立場から、憲法をどう考えるべきかという議論は、これまで日本ではあまり前例がなかったので、有益だった。

景山さんが主としてとりあげているのは、憲法第二〇条（および第八九条）の、政教分離の原則である。ここを改正すべきだ、と景山さんは言う。《今ほどの宗教も、それぞれが

いろいろな神を持っているけれど、（中略）大もとである神はひとつである、根本神はひとつであると思うんです。（中略）現在は過渡期なのでですね。この過渡期を抜け出す第一歩として、憲法二〇条の政教分離が改正されることによつて、よい方向に向かっていく可能性があるとします。……憲法二〇条の政教分離が改正されることによつて、宗教というものが忌み嫌うべきもの、無視するものではなくて、国家的な行事ですら宗教的な基盤にもとづいている、という認識が深まるのではないか》（七二頁）

それにともなつて、できれば前文も書きかえるべきだと、景山さんは言う。《憲法の前文に、日本国民は神理にもとづいて、他の幸福を害さないで、自分だけではなく他の幸福も一緒になつて願えるような人間としての国家をつくつていこう（中略）というような文章がまぎくる。それから神理の内容が前文のメインテーマになる。そんな憲法ができれば宗教者の立場として理想的かもしれないけれど》（七七頁）

こうした景山さんの意見は、政教分離の原則を景山さんが誤解したために生まれたものだ。憲法改正の方針としても大いに問題がある。私はこの意見に、断固反対したい。

景山さんが、政教分離の原則に異を唱えるのは、それが人びとの宗教心を破壊すると考えるからである。景山さんは言う、《憲法二〇条が、極端なまでの政教分離を押し進めてきた、条文化したお陰で、日本人の意識はどんどん宗教離れしていった。信仰というものを

日常生活のなかから排除していく方向に、戦後の四七年間は進んできたと思います》(六五頁)

これは、二重におかしい。まず第一に、政教分離の原則は、人びとの信仰や宗教活動を、国家権力の妨害や介入から守ろうという目的で生まれたものだ。人びとが厚い信仰心を持っており、真面目に宗教生活を営んでいる。そういう事実がなければ、そもそも「政治と宗教とを分離」しようという発想が生まれるはずはない。第二に、政教分離の原則が、日本人の信仰心を低下させた、という事実はない。そういう事実を証明した人間もいない。宗教の社会的地位が低いのは、何も戦後社会にはじまったことではない。廃仏棄釈から敗戦にいたる戦前の日本も同様だったし、仏教が政治権力によって厳しく管理された江戸時代でもそうだった。

では、政教分離の原則とは何か。念のために確認しておく。

まず、一人ひとりの人間は、何びとも奪うことのできない自由をもっている。そのなかには、信仰の自由も含まれる。というより、アメリカ合衆国成立までの経緯を考えてみればわかるように、信仰の自由はあらゆる自由のなかでもっとも重要なものなのである。そういう信仰の自由をあえて強調しなければならぬということは、裏を返せば、信仰の自由はしばしば守られなかった(信仰を理由に、生命・財産を奪われたり、移住を余儀なく

されたり、不利益を被ったりした)ということである。そのはざままで、人びとは苦しみぬいた。たび重なる宗教戦争や、血で血を洗う抗争の結果、やっとたどり着いたのが、国家は宗教問題に関与しないというルールだった。

信仰の自由は、市民の基本的な権利である。それゆえ、国家は市民の信仰を尊重し、一切そこに立ち入らない。——これが、政教分離の根本思想だ。それは国家が、市民の信仰生活を重視し尊重する、という約束なのである。それは同時に個々人の、良心の自由、言論の自由、集会・結社の自由などを基礎づけるものである。

アメリカで宣誓の際、聖書に手を載せるのは、自分の個人的良心に従っていることを確認するための儀式である。アメリカには事実上、キリスト教の諸宗派しかなかったから、どの宗派の信者だろうと、キリスト教の聖典である聖書に手を載せればそれでよかった。これを、国家が宗教活動をしているなどと、勘違いしてはいけない。

国家は、世俗的な制度(権力機構)であるから、宗教に関係しない。また、関係してはならない。教会の組織活動を破壊したり妨害したりしてはいけないし、特定の教会を優遇してもいけない(寄付を行ったり、宗教行事に参加してもいけない)。どの宗教がよいというような、宗教上の価値判断をもつてもいけない。だから、《たとえそれが淫祠・邪教であつても解散を命ずることはできない》(五九頁)のは、当たり前なのである。もちろん宗



教活動のなかに、法に触れる行為があれば、その限りでそうした行為は取り締まりの対象となる。けれども法に触れない限り、国家は一切宗教に口出ししてはならないのである。これは、戦後社会の出発点である日本国憲法にとっても大原則のはずであり、同時に、近代市民社会が伝統として引き継いできた知恵の結晶である。

政教分離の原則を疑うことは自由だが、疑う以上は、この近代市民社会の伝統と全面的に対決し、それを乗り越える覚悟でやってほしい。

\*

それと関連して、景山さんが、国家と宗教の関係を三つに分類しているが、これにも賛成できない。

政教分離という考え方は、キリスト教の伝統（特にその西方ローマ教会）のなかから出てきた考え方である。

キリスト教（特に西方ローマ教会）では、二王国論と言って、地上の世俗の王国／地上ならざる神の王国、の二重の秩序としてこの世界を理解する。イエスは、世俗の権力と神の権力（教会）とが別々のものであると教えた。ゆえに、この二つの王国は分離しているのが正しい。ところがたまたま、ローマ帝国がキリスト教を国教にするという出来事が起こり、それが東方教会（東ローマ帝国）の伝統に引き継がれたりして話がややこしくなっ

た。けれども、少なくとも西欧では、国王はいつ何どきキリスト教の信者でなくなるかわからない存在だったし、いつ何どき「破門」されてもおかしくない存在だった。

宗教改革の結果、ローマ教会が一枚岩でなくなり、数多くのプロテスタントの教会や信団（セクト）が生まれた。そのために宗教戦争が起こって、大勢の人びとの血が流れた。封建領主たちは、宗教上の対立を口実に、信仰を守ると称して、自分たちの政治的利害をてんでに主張した。自分の信仰こそが正しいと信じる人びとは、自分たち以外の人びとを一掃すれば問題は解決すると思ったが、お互いに殺しあい憎みあうばかりで、何の光もみえなかった。こうして人びとがたどり着いたのは、信仰の違いで殺しあってはいけないという、宗教的寛容の精神だった。政治権力は、あくまでも世俗の権力であるべきで、どんな信仰も対等に保護すべきだ——これが、政教分離の原点にほかならない。

景山さんが第一のタイプとしてあげている国教型。ビザンチン帝国（社会学者ヴェーバーの分類によると、皇帝＝教皇主義の典型）は別として、まずイスラム教は大いに疑問である。イスラム教は、信仰と世俗の国家権力とを厳密に区別している。イスラム教は、ムスリムたちが唯一の世俗の共同体に団結することを理想としているので、ばらばらな国家を是認する論理を有していない（ゆえに、国王の戴冠式にあたるものはない）。それゆえ宗教者が、権力者を指導するのである。ある社会のすべての人びとがイスラム教の信者だと

いうことと、国教ということとは違う。イスラム教圏の国々の多くは、ナショナリズムの運動の結果樹立されたもので(たとえばイラク)、宗教を国家の基本とするとはうたってない。イラン・イスラム共和国みたいなものもあるが、これも国教というのとはだいぶ違ったシステムである。それにイスラム教は、キリスト教の宣伝と異なり、異教徒の存在に寛容である。

結論として言えば、第一の国教型は、現代社会には(共産主義国家をのぞけば)存在しないと言っている。

第二のタイプは、分離型。近代国家は、原則的にこれである。

第三のタイプ(折衷型)は、第一、第二とレヴェルが違う話なので、別に論ずるべきだろう。

つまり、政教分離と違った、別のやり方があるわけではない。近代市民社会に、国教型とか政教一致型とかいった現実的な対案があると、考えてもらっては困るのだ。

\*

日本国憲法に政教分離の原則を盛り込んだ理由が、日本が《二度と戦争を起こさないために、国家神道そのものを無力化してしまおう、と占領軍側が判断したから》(五七頁)なのはその通りである。ここで注意すべきなのは、大日本帝国がずっと、神道は宗教にあら

ずという公式見解をとっていたことである。これは詭弁とも思われるが、国家神道の推進者たちは、神道は宗教ではなくて、日本人の生き方そのものであると真剣に主張した。だからこそ、日蓮宗、浄土宗、……という家ごとの宗旨を持っている日本人全員に、神道の儀礼を強要できたのである。

これをはなはだ不都合と考えたGHQは、神道はれっきとした宗教である、したがって、戦前・戦中の体制は、政教分離の原則にそむいていた、という見解をとった。そして、その体制を否定するために、政教分離の原則を掲げた。

これを、国家神道だけを禁止しようとした《国家神道一本狙い撃ち》(五八頁)とみるのは正確でない。近代国家の基本である「信仰の自由」を確立しようとした、日本社会改造の試みである。政教分離の原則についての正しい理解がまだわれわれに根づいていないようなら、この改造プランはまだ成果をあげていないことになるのではないか。

### ●鈴木邦夫さんへの疑問

鈴木さんの主張は、政教分離の原則などを含め、理解しやすいものだった。景山さんの場合ほどの、重大な疑問はない。憲法改正の議論を《楽しく》やろう、という提案にも賛成である。そこで、少し小さめの論点について、いくつかのべよう。

ひとつは、国民投票の提案である。

国民投票も、民主主義のひとつの方法である。ただ問題は、日本国憲法に国民投票の規定がないことである。日本国民の政治的な意思は、総選挙で示されることになっており、これが最高の判断である。憲法の規定にない「国民投票」を行なって、しかもそれに「主権者の最高の判断」という解釈を与えるとする、これは超法規的な事態ということになり、憲法秩序（法の支配の原則）に致命的なダメージを与えてしまう。

どうしても国民投票をやりたければ、憲法を改正して、新しく国民投票の規定を作らなければならぬ。そういう提案なら、理解できる。けれども、《今の日本の憲法を認めるかどうか、国民投票をしたらいいと思う》（九五頁）という鈴木さんの意見は、いまのべた理由で、とうてい賛成できない。

そのすぐあとで、鈴木さんはこうものべている。《今の憲法はどこがおかしいんだ、どこを変えたらいいんだ、ということ（中略）国家と関係なく、世論調査でもいいし、新聞社でもいいし、民間団体でもいいから国民投票みたいなことをやって、（中略）それを受けて国会では議決するべきだと思う》（九六頁）「国民投票みたいなこと」であれば、本物の国民投票ではないから、私はあえて反対しない。ただし、つぎの点を指摘しておこう。

現行の憲法が、国民投票を採用していないのは、どうしてか。それは、国民の多数意見をうっかり絶対視すると、えてして独裁やファシズムを帰結しやすいからである。民主主義は、多数者の絶対視のことではない。むしろ多数者が誤りうるという現実感覚であり、少数者の尊重である。論議を尽くしたあとで投票に訴えるのは、とりあえず多数に従うしか方法がないためである。同じような感覚から、手続きの重視、代議制度、三権分立などといったチェック機能が生まれたわけでもある。だから私は、原発是か否かのような限定された問題ならともかく、国民投票に大き過ぎる期待をかける考え方に賛成できない。

《今の憲法を認めるか認めないか、認める人は○、認めない人は×とつけ（中略）それが過半数になったら自動的に憲法を改正する作業に入る》（一〇八頁）というのも無茶な話だ。憲法の改正の仕方にもいろいろあるのだから、現行案と、特定の改正案（対案）とを二つペアにして、いわば「究極の選択」のかたちでどちらがよりよい（悪くない）かを聞くのでなければ、国民のコンセンサスを形成できない。

\*

第二に、憲法解釈のあり方について。

白いものも黒と言いくるめてしまうような、行き過ぎた「改釈」はもちろん困る。そんな解釈がまかり通れば、憲法の存在する意味はなくなってしまふ。そのことへの警戒心はわかるのだが、だからと言って、憲法解釈の余地をゼロにすることはできない。

《橋爪さんが、憲法というのは最高の法律であると言っていますけれど、法律を読んでこれをやったら死刑になるのか表彰されるのかわからなければ、それは、法律ではない。だからその解釈の幅を許すこと、解釈を変えればいいということは、条文がないのと同じことです。そういうことをわかっていないですね》(九八頁)

こう言う鈴木さんのほうこそ、憲法についてあまりに不用意に語っていないか。

《死刑になるのか……》とのべているところを見ると、鈴木さんは、刑法をもとに憲法をイメージしているようだ。たしかに刑法も、法律である。そして刑法は、罪刑法定主義とあって、条文に完全に合致しないと人間の罪を問えない原則になっている。国家権力があいまいな罪状で民衆を勝手に監獄にぶちこまないための仕組みである。こうして、解釈の余地は極小になっているわけだが、それは刑法の機能的な要請によるものだ。

刑法を適用するのは、裁判所である。個々の犯罪のケースを前に、これが刑法のどの罪に該当するか、どれだけの量刑が妥当か、判断するのである。それに対して、憲法がコントロールするのは、個々の犯罪や犯人ではなくて、もう一段上位のことから——こうした法のあり方そのものだ。くだいようだが、繰り返す。社会を法がコントロールし、その法を憲法がコントロールする。だから憲法は「最高の法」なのである。「最高」と言っても、単にコントロールの順序の話であり、景山さんが読み取るうとしたような「もつとも優れ

ている」といった意味ではない。

だから憲法判断が行なわれるのは、最高裁判所なのだ。国会が、憲法に違反する法を制定しなかったか。行政が、憲法に違反した行動を起こさなかったか。最高裁も裁判所であるから、一般に訴えがあつてはじめて判断が下せるのであつて、いくら怪しいケースがあつても、自分からのこのこ出かけて行って、憲法違反を宣告するわけにはいかない。ゆえに、憲法判断がまだ示されていないけれども、ほんとうは憲法違反である場合があつてもおかしくない。

もうひとつは、判例変更。最高裁判所は、最高の判断を示す場所だから、外部からコントロールされない。法律家としての良心に従っていれば、どういう判断を下してもよいという自由度がある。そこで、最高裁判所が自分の判断で、憲法の解釈を変えてしまうケースがありうる。これはこれで、正しいことなのだ。このようにそもそも、憲法に解釈の余地があるからこそ、最高裁判所が置かれているのである。

第三に、なぜか日本の最高裁判所は、憲法判断をしたがらない。それは行政の裁量であるなどと言って逃げ回っている。そうすると、自衛隊のように既成事実化してしまつて、それが合法となるように憲法解釈のつじつまを合わさなければならなくなる。

三番目の点は、まことに困った問題で、日本人の憲法感覚を麻痺させている責任の半分



以上は最高裁判所にあると言えるほどだ。最高裁判所が筋を通せば、憲法に解釈の余地があり過ぎるといふ印象はなくなるだろう。これにひきかえ、最初と二番目の点は、簡単に解決のつかない問題である。やはり憲法は、刑法のような単純明快な法律ではないのである。

\*

最後に、自衛隊について。

《武力を持った集団は、もっともつと厳格にチェックすべきだ》(一〇一頁)という基本認識に、私は賛成である。けれどもそれと、《だから、僕は戦争をなくす方向にいかなくちやならないし、軍備はなくす方向にしくちやならないと思うんです》(一〇二頁)という見解との間には、飛躍があると思う。

鈴木さんと私とは、ポスト冷戦の世界のイメージがだいぶ違うようだ。イメージが違えば、憲法改正の方針も違ってくる。

鈴木さんは、冷戦のない世界・即・戦争のない世界、というイメージである。だから、各国ごとに警察力があれば十分ではないか、と考える。まことに楽天的だ。

仮に世界中の指導者がそう考え、全面軍縮に踏み切って軍隊を廃止したら、戦争の危険はかえって大きくなる、と思う。なぜなら、主要国の軍備が簡単であればあるだけ、それ

に対抗するのは簡単だ(値段も安い)からだ。仮にそれが軽機関銃なら、重機関銃や装甲車を手に入れるだけで相手を圧倒することができる。しかも、主要国を圧倒することの政治的効果やそこから得られる利益は莫大である。ということは、それを試みる無謀な冒険者たちが、かなり頻繁に現れても不思議はないということだ。

どこかの冒険的な国家が冒険的な軍事行動に走るのを防ぐためには、数年の準備や少々の予算では太刀打ちできないほどの本格的な軍備を、主要国がそなえている必要がある。それが安全保障というものだ。このやり方は、まだ当分続くだろう。国連がその主要国の役割を担うのか、それともアメリカが引き続き軍事大国の地位を維持するのかは、ゆっくり考えるべき問題であるとしても。湾岸戦争の教訓も、そうしたものだ。ポスト冷戦時代の多極的な国際秩序は、主要国の軍事的努力をひとつの支えとして、維持される以外にないだろう。

そう考えると、鈴木さんの提案は非現実的すぎると思える。《九条のあとに但し書きとか時限立法をつくって、西暦二〇〇〇年までは自衛隊を、自衛の軍隊、自衛軍として認める。西暦二〇〇〇年になったら解体する(中略)。警察予備隊まで戻す。そうすると警察であった軍隊ではない》(一〇四頁)隣国や国際機関と協調して、こういう政策をとることになったのなら話はべつだが、日本だけがそういうことをしても、まったく理解されないだろう

し、そればかりか力の空白を生じて、かえって紛争を誘発しかねない。

私は、むしろこういう順序で考えるべきだと思う。まず、憲法と自衛隊とを整合するよう、憲法を改正する。鈴木さんの言う《自衛軍》ということでもいいだろう。それと並行して、自衛軍が国外で活動を許されるのはどういう場合であるかを、特定する。それはたとえば、正規の国連軍が編成された場合とか、国連安保理事会の決定があった場合とか、いわゆるPKO活動とか、将来アジア地区にNATO型の集団安全保障機構ができれば、その枠内での活動とか、などである。いちばん重要なことは、日本が自分勝手に単独で行動せず、国際的な支持・要請にもとづいて、国際法を守って行動することだ。

二〇〇〇年と期限を切って軍を解体すると憲法で予告したりすれば、喜ぶのは軍事的な冒険主義者だけである。彼らは日本の予告したスケジュールに合わせて、着々と準備を進め、行動を起こすだろう。こういうやり方は、国際社会からの理解も尊敬も得られない。平和のためにもかえってマイナスである、と言うべきである。

### ●伊藤成彦さんへの疑問

伊藤さんの話は、いちばん手堅くまとまっっていて、安心して読めた。ということは、ほかのお二人のような横紙破りのところがないので、論争を吹っかけにくいということでもある。

ある。

伊藤さんがあげている論点を、順に見ていこう。

第一に、自衛隊とPKOについて。

《自衛隊は憲法違反だと僕は思うし、だから自衛隊を外国に出すなんてとんでもない話なんだ》(一一八頁)と、伊藤さんは言う。自衛隊は憲法違反だと、私も思う。でもそのことと、自衛隊を、PKOの目的で国外に派遣することの是非とは別ではないか。

日本国憲法第九条一項は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とのべている。日本国が主権を発動して武力を行使するのはやめました、と言っているわけである。だからたとえば、国連軍の指揮下に入って行動する(当然、日本政府のコントロールを離れている)場合は、主権の発動に該当しない。それに続く二項に、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とあり、これに自衛隊は抵触しているわけだ。もしも二項がなければ、自衛隊の存在は合法的であり、自衛隊がPKOに参加しても、憲法上問題はないのではないか。

\*

第二に、国連憲章に第九条を、という主張。

《安全保障理事会が中心だという時代も終わった》(一二九頁)と伊藤さんはのべる。こ

の認識に、ギャップを感じる。むしろ、湾岸戦争ではじめて安保理事会は機能したのであるし、これからも矛盾をはらみながらも、機能しつづけるのではないか。

だから、《九条を国連憲章のなかにそっくり入れてしまっって、国際憲法にしちゃえばいいわけです》(二三〇頁)ということにはならない。これは、国連の本質と国際政治の現実を見誤った議論である。九条を採用したら、国連はもはや国連ではない。詳しいことは、鈴木さんへの疑問の第三点としてのべたので、そちらを見てほしい。

\*

第三に、天皇制・共和制・連邦制について。

日本がナシヨナリスティックな国である、という指摘に賛成する。また、天皇とは家元(無形文化財)の一種であるという視点に賛成する。共和制や地方分権制の提案についても、大筋で賛成する。

第四に、市民権、外国人の権利を重視する方向に改正するという意見に、賛成する。

そのあとの、国際情勢の分析は、興味深く読んだ。

問題はこれらの提案を、どのように条文に表現するか、であろう。やはり、そこまで問題を詰めないで、憲法論議にはならない。われわれはまだ、ほんの登山口にたどり着いたところなのである。

## 第二部

### 意見●憲法草案を読む

# 国家が宗教を避けて通るのはやめませんか

●景山民夫